

布袋工業団地及び河原インター山手工業団地の 騒音規制区域の範囲拡大について

鳥取市生活環境課

鳥取市では、河原町内にあります工業団地の中の、「布袋工業団地」及び「河原インター山手工業団地」について、企業誘致等に関連する取り組みとして、既存の騒音規制地域の範囲拡大を予定しています。

1 騒音の規制地域と規制基準について

鳥取市では、住民の生活環境を保全するため、工場や事業場等から発生する騒音について法律に基づく規制地域と規制基準を定めています。規制の対象となる地域は都市計画に基づく用途指定地域であり、土地の利用状況に応じて規制基準を設定しています。

現在河原町内においては、工業地域に指定されている規制区域につき、規制基準を適用しています。それ以外の地域については、都市計画の用途指定がないため、騒音の規制地域には含まれていません。ただし、深夜の騒音については、県の条例により、全県下が規制の対象となっています。

※現在の規制状況

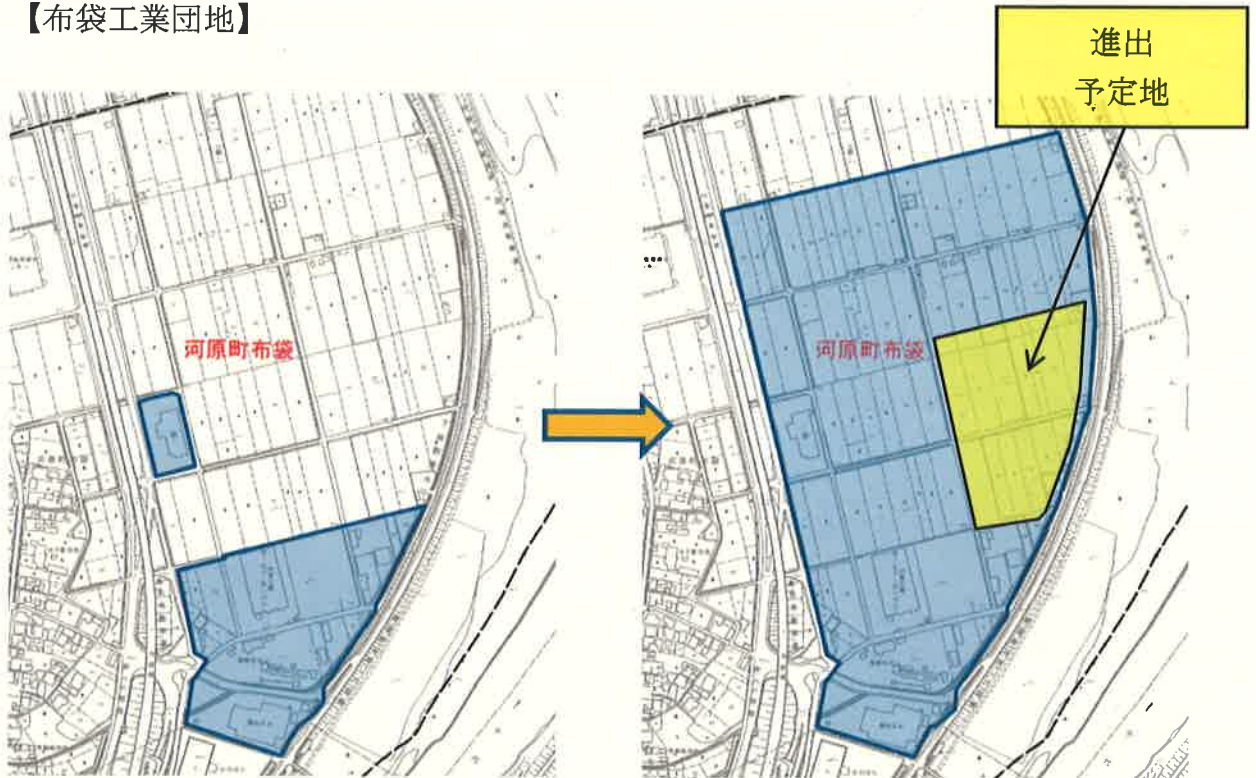
河原町内の工業地域	河原町内のそれ以外の地域
騒音規制法と鳥取県公害防止条例で規制されている。	鳥取県公害防止条例に基づく深夜騒音についてのみ規制されている。

2 工業団地の規制地域の範囲拡大を行う理由と目的

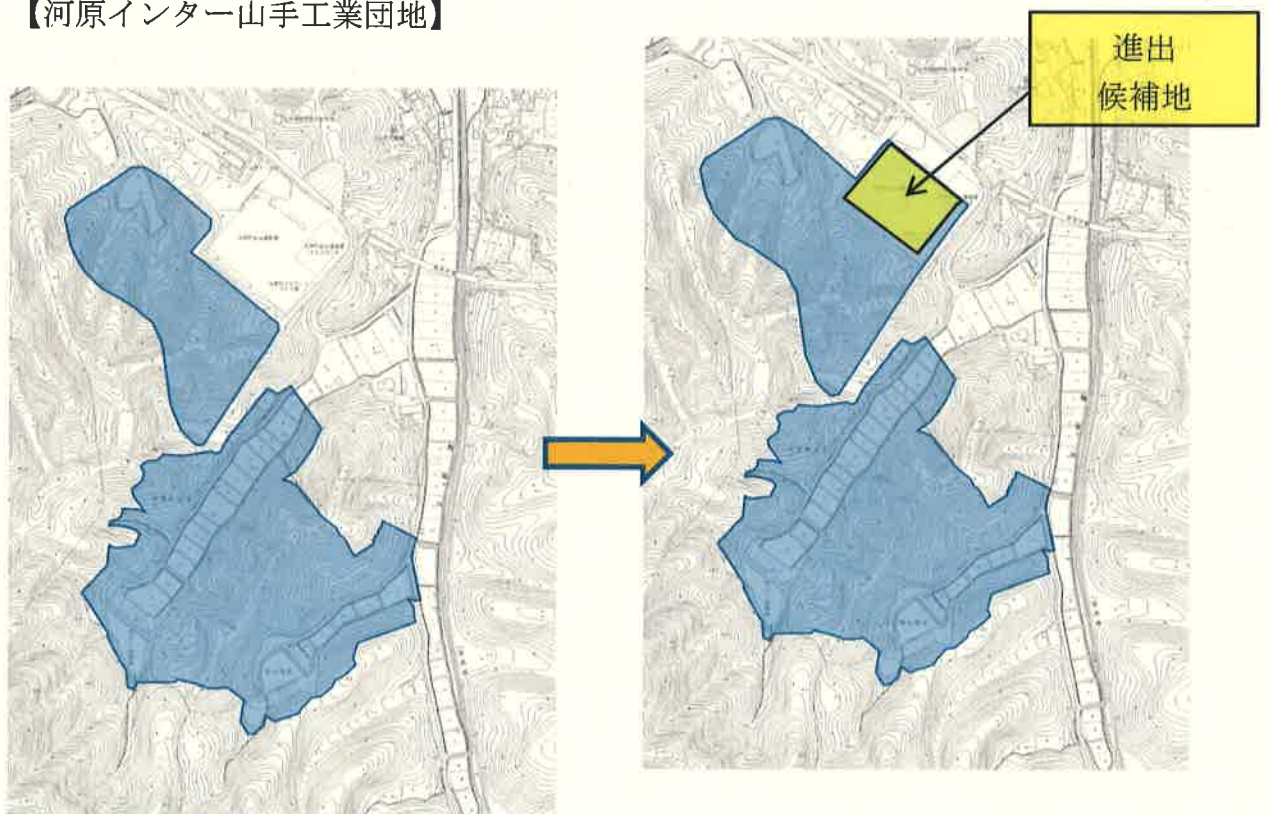
このたびの企業誘致等により、拡張される工業団地の範囲に関して、新たに騒音規制地域に含める必要があると考えます。その理由は、地域の実情に見合った規制を取り入れることで、地域住民と企業との共存を図るためであり、地域のより一層の発展を目指すことを目的としています。

3 範囲を拡大する規制地域の区域図

【布袋工業団地】



【河原インター山手工業団地】



4 規制区域の範囲拡大により適用される規制の比較（値の推移など）

（単位：デシベル）

	昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
規制適用前 （規制区域外）	なし	なし	45
規制適用後 （規制区域） →第 4 種区域	70	70	65

規制適用前（規制区域外）	規制適用後（規制区域→第 4 種区域）
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）以外については規制がない。 ・夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）の時間帯について一番厳しい規制基準が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の規制が 24 時間適用となる。 ・立地する工場は騒音規制法に基づく届出等が必要となる。 ・夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）の規制基準が緩和されることになる。

新会社の鳥取市進出計画の概要

- 新会社名 : (仮称) マルサンアイ鳥取株式会社
 (平成28年1月設立予定)
 事業内容 : 豆乳、飲料及びその他食品の開発、
 製造、販売
 進出予定地 : 鳥取市河原町布袋
 (布袋工業団地拡張予定エリア)
 操業開始 : 平成29年10月 工場稼働
 投資額 : 約60億円
 工場建設スケジュール : 平成28年5月着工
 雇用計画 : 約100名



- 新会社名 : 株式会社イナテック
 事業内容 : 試作開発事業、切削工具研究開発等
 進出予定地 : 河原インター山手工業団地 グランド部分 (面積 : 約 17,000 m²)
 操業開始 : 平成28年度前半
 投資額 : 約30億円 (平成32年までの見込み)
 工場建設スケジュール : 5月~7月設計・建築確認 8月建設着手 来年度前半完成
 雇用計画 : 約100名 (平成32年までの見込み)
 ※採用後は本社で研修後鳥取工場へ配置



騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）に基づく工場・事業場騒音の規制

1 規制対象

指定地域内に政令で定められた特定施設を設置する工場・事業場

2 規制区域及び規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	65	50
第4種区域	70	70	65

3 都市計画法の用途地域と騒音規制法に基づく騒音規制区域との関係

都市計画法	騒音規制法
用途地域の区分	規制区域の区分 (特定工場等)
第1種低層住居専用地域	第1種区域
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	第2種区域
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	第3種区域
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	第4種区域
工業専用地域	指定地域から除外

鳥取県公害防止条例（昭和46年10月12日鳥取県条例第35号）の
騒音に関する規制

1 工場・事業場騒音の規制

① 規制の対象

規制区域内にクーリングタワー（冷却塔）を設置する工場・事業場

② 規制区域及び規制基準

騒音規制法に準じて規制している。

2 深夜騒音の規制

① 規制の対象

県内の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜(22:00～翌朝6:00)の騒音

② 規制区域及び規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める場合	50
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める場合	65
3 1及び2に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	45

※騒音の目安（出典「全国環境研協議会」）

90dB	・パチンコ店内
80dB	・ゲームセンター店内
70dB	・航空機内 ・せみの声 ・幹線道路周辺（昼間） ・在来鉄道の車内
60dB	・バスの車内 ・新幹線の車内
50dB	・一般道路周辺（夜間） ・ファミリーレストランの店内 ・郵便局の窓口周辺 ・博物館の館内 ・役場の窓口周辺 ・海辺 ・書店の店内
40dB	・霊園（昼間） ・町の戸建住宅地（昼間） ・図書館の館内
30dB	・山村の田畑 ・山間の戸建住宅地（昼間） ・町の戸建住宅地（夜間）
	・山間の戸建住宅地（夜間）